

自民党たばこ議員連盟の役員及び 2017/3/7 の臨時総会ご出席議員の皆さまへ

子どもに無煙環境を推進協議会  
〒540-0004 大阪府中央区玉造 1-21-1-702  
<http://notobacco.jp/pslaw/> (公印略)

## 国民の大多数の声・期待に応じて

### 「例外なき屋内全面禁煙」の健康増進法改正をお願いします

1. 日頃は国政へのご尽力ありがとうございます。先日に「83%以上の国民、及び各国からのお客の健康を受動喫煙の危害から守るため、飲食店等のサービス業などを含め「屋内全面禁煙」の健康増進法改正に賛同とお力をお願いいたします」をお送りしました。
2. その後 3/7 に「たばこ議員連盟」の臨時総会が開催され、厚労省案への対案を出され
  - ・小中高・大学や医療施設、運動施設、官公庁は、「喫煙専用室可」とし、長年の禁煙実績が進んでいる現状を大幅に否定あるいは後退させる。
  - ・事務所・職場は、対象外とする。
  - ・飲食店などサービス業は、「禁煙・分煙・喫煙の表示義務」のみとする。とのことで、余りの暴論に呆れ、悲しむばかりです。
3. 申し上げるのも僭越ではありますが、国会議員は、何よりも国民の健康を進める（受動喫煙の危害防止の）負託に応える責務があり、国際条約（タバコ規制枠組条約：FCTC）や、WHO-IOC のオリンピックでの受動喫煙対策を徹底すべきとの協定・約束（東京都及び政府、ひいては国民との）を遵守すべき責務をお持ちのお立場におありのはずです。（「分煙」では喫煙者の出入りに伴い、あるいは隙間から煙は必ず漏れ、また喫煙者の呼出息からの煙など、どんなに重装備分煙設備をしても非喫煙者は受動喫煙からは免れず、健康を害します。）
4. 「たばこ議員連盟」に属する議員の方々の多くがタバコ業界から政治献金を受けており（パーティ券購入という間接的献金を含め）、<http://notobacco.jp/pslaw/giren170307syusseki.pdf> また自らも喫煙者であるなどを最優先とされ、国民の大多数の受動喫煙の危害防止を余りにないが

しろにし、軽視しておられるのは、とても残念です。

特に「たばこ議員連盟」の役にある方については、政府・国会・自民党の重責（元職を含め）にありながら、我が国の国民の健康を危うくしかねないことにとても憂慮しております。

5. 飲食店などサービス業が、経営上マイナスになる、売上げが落ちる、は虚偽情報で、反対している関係業界はそれら虚偽情報に振り回されているだけです。背後で、国民の健康よりも、自らだけの利害のためにそれら虚偽を吹き込んでいる関係業界があるのは周知のことです。

・タバコの売上げや喫煙率が減っていくのは、時代の趨勢、また国際的趨勢であり、それによるタバコ業界の縮小は別途に政策的救済措置を講ずるべきで、83%以上を占める非喫煙者の健康保護を放棄すべきではありません。

6. 本会は、都道府県と市町村の健康づくりなどのパブリックコメントに手分けして意見・提案をお送りし、意見交換していますが、今回の受動喫煙防止の法制定に期待し、見守って、その結果で健康施策を進めたいとのご返答・反応が多くあります。

また、非燃焼の加熱式タバコ・電子タバコ等の新型タバコについても、同様に法制定に盛り込まれることを、期待し見守っています。

7. 喫煙・受動喫煙の危害対策は、現喫煙者の禁煙を促すなどで現喫煙者の健康改善にも役立ち、中長期的にも、国民全体の健康支援となり、健康寿命の延伸、認知症や要介護の減少、またフレイル対策、医療費削減など、我が国の国力にも大きく寄与することは間違いありません。

国民の大多数の声・期待に応え、また各国からのお客の健康を受動喫煙の危害から守るため、「例外なき屋内全面禁煙」の健康増進法改正を、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

(国民の大多数の声・期待の具体例として、2017/3/14「[読売社説：受動喫煙防止 飲食店の原則禁煙は現実的だ](#)」を参考までに添付しました。)

厚生労働省の「[受動喫煙防止対策の強化](#)」の動き（報道等）⇒ <http://notobacco.jp/pslaw/>